

令和 6 年度

香川県多度津町

市区町村コード

3	7	4	0	4	1
---	---	---	---	---	---

町民税
県民税

特別徴収に関するつづり

(郵便局指定通知書、異動届出書)

多 度 津 町 役 場

税務課町民税係

764-8501 香川県仲多度郡多度津町栄町三丁目 3 番 95 号

電話 (0877) 33-1118 (税務課直通)

◆特別徴収のあらまし

1. 特別徴収について

特別徴収とは、給与支払者が毎月給与を支払う際に納税者が納めなければならない町県民税を6月から翌年の5月まで12回にわけて給与から差し引いて個人に代って納めていただく制度です。

2. 毎月の徴収について

毎月給与を支払いする際お手もとに送付いたしました「町民税県民税特別徴収税額通知書」の月割額を徴収してください。

3. 納入について

(1) 徴収していただきました税額（月割額）は、翌月の10日までに納入書でご都合のよい指定金融機関等に払い込んでください。

また四国外のゆうちょ銀行・郵便局を利用される場合は、つづり込みの指定通知書を持参のうえ納入してください。

(2) 誤納による過誤納金については、翌月分納入のときご調整ください。

注、納期限（徴収した翌月の10日）を過ぎますと督促手数料や延滞金など余分の費用が必要となりますからできるだけ納期内にお納め願います。

4. 納期の特例について

給与の支払いを受ける人が常時10人未満である事業所等に限り町長に「特別徴収税額の納期の特例に関する申請書」（税務課保管）を提出し承認を受けたときは6月～11月に徴収した税額を12月10日までに、また12月～翌年5月に徴収した税額は6月10日までにまとめて納入することができます。

ただしこの制度は、事業所等が納入する納期の特例ですから各納税者からは必ず毎月給与の支払の際月割額を徴収してください。

5. 延滞金について

納期限（徴収した翌月の10日）までに税金を完納しないときは、その翌日から税金完納の日までの期間の日数に応じ、税額に当該延滞金特例基準割合（※）に年7.3%を加算した割合（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については当該延滞金特例基準割合に年1%を加算した割合（当該加算した割合が7.3%を超える場合には、年7.3%の割合））を乗じて得た延滞金額を税金に加算して納めなければなりません。
※延滞金特例基準割合……………各年の前々年9月から前年8月までにおける国内銀行の新規の短期貸出約定平均金利の平均の割合に年1%を加算した割合

6. 督促手数料について

督促手数料……………督促状1通につき100円

7. 納税者の異動および税額変更について

- (1) 転勤、退職等のため徴収できなくなったときは翌月の10日までにつづり込みの「特別徴収にかかる給与所得者異動届出書」を税務課へ提出してください。
- (2) 税額を中途で変更した場合は、本町から特別徴収義務者および納税者宛に「特別徴収税額の変更通知書」を送付いたしますからそれにもとづいて徴収してください。

8. 納 入 場 所

百十四銀行、中国銀行、香川銀行、高松信用金庫、香川県農業協同組合、四国労働金庫、郵便局、多度津町会計管理者

一括徴収のお願い

1月1日から4月30日までの間に退職等により特別徴収税額が徴収できなくなった場合は、その残税額は本人からの申出に基づくことなく給与・退職手当等より一括徴収（納入）するよう地方税法で義務づけられていますので、よろしくお願いします。

なお、12月31日までの退職者等については、本人の了解を得て一括徴収（納入）くださいますよう、御協力をお願いします。

ゆうちょ銀行・郵便局の指定について

四国外に所在する特別徴収義務者で、特別徴収税額の納入にゆうちょ銀行・郵便局を御利用いただく場合は、当初納入される際に、お手数ですが右の指定通知書を納入書に添えて納入してください。

指定したゆうちょ銀行・郵便局（控）

名 称	
所在地	

令和 年 月 日

ゆうちょ銀行()店長 殿
郵便局長

香川県仲多度郡多度津町長 丸 尾 幸 雄

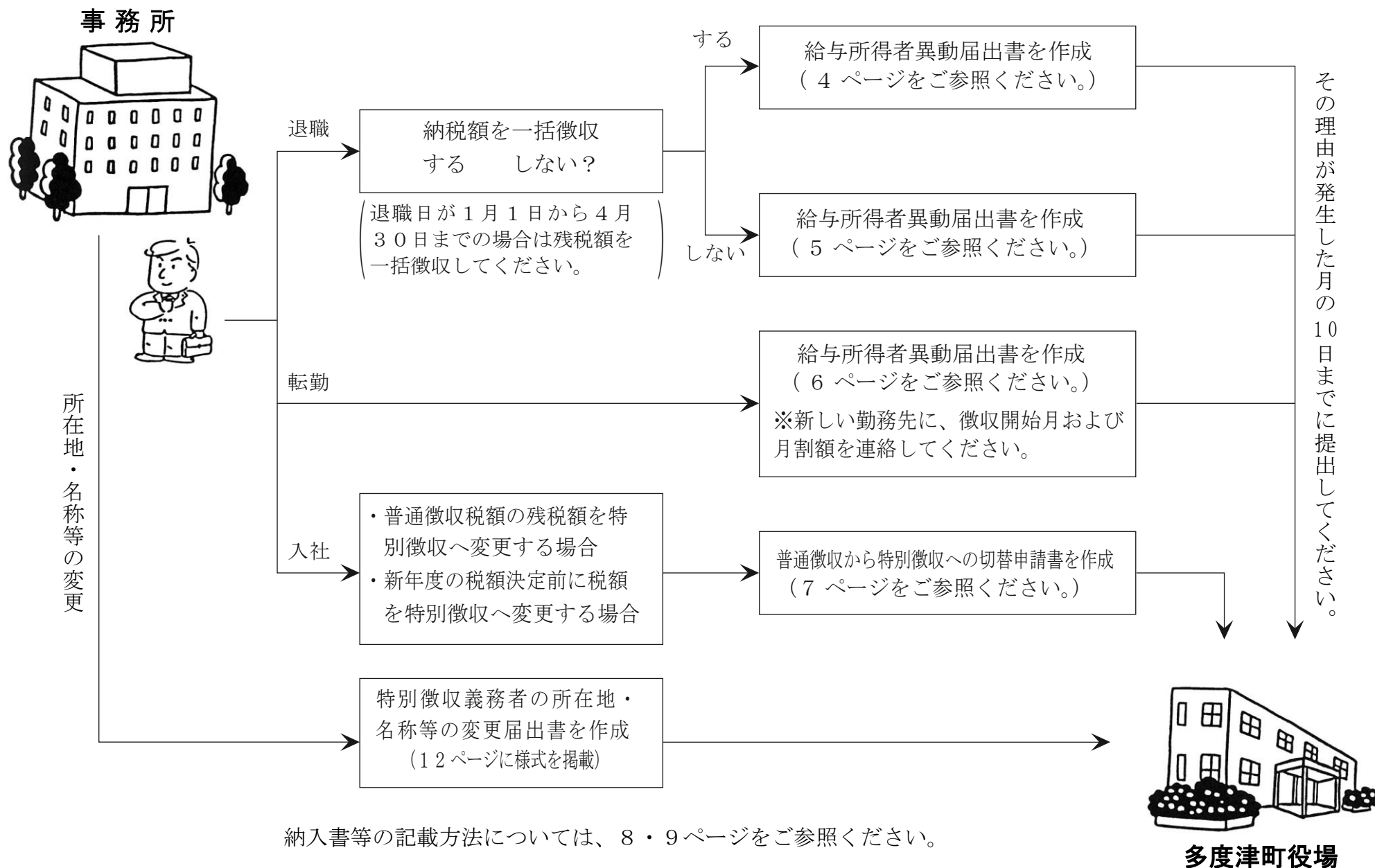


指 定 通 知 書

貴店(局)を地方税法第321条の5第4項の規定により、当町の町県民税(特別徴収税額)の取扱店(局)に指定いたしましたから通知します。

1. 認 可 番 号 貯 業 第 896 号
1. 口 座 番 号 01690-4-960175番
1. 加 入 者 の 名 称 多度津町会計管理者
1. 取 り ま と め 局 徳島貯金事務センター

給与所得者が退職・転勤など異動が生じた場合について



納入書等の記載方法については、8・9ページをご参照ください。

記載例①（一括徴収する場合）

給与支払報告
特別徴収にかかる給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。町への異動届の到着が月末付近となった場合は、翌月に通知できないことがあります。

退職日が一月一日から四月三十日までの間の方については、本人からの申出がない場合であっても、必ず残税額をまとめて徴収してください。

多度津町長 殿	給与 （特別徴収義務者） 支払者	所在地 （住所）	香川県仲多度郡多度津町栄町三丁目3番95号										特別徴収義務者 指定番号	00000123		
		名称 （氏名）	株式会社 たどつ										担当者 連絡先	所属	総務課	
													氏名	多度津 太郎		
													電話	0877-33-1118		
令和 〇 年 1 月 10 日 提出		法人番号（個人番号）		4 1 2 3 0 0 0 0 5 6 7 8 9					←個人番号の記載にあたっては左端を空欄とし右詰めで記載							
給与 所得者	フリガナ	タドツ ハナコ										異動 年月日	異動の 事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法		
	氏名	多度津 花子														
	生年月日	S60 年 1 月 1 日														
	個人番号	1 2 3 4 5 4 3 2 1 0 9 8														
所得者	1月1日 時点住所	多度津町栄町一丁目1番91号										異動 年月日	異動の 事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法		
	異動後の 住所	53,000 円														
	特別徴収義務者 指定番号	新規														
転勤等 による 新勤務先	所在地 （住所）	〒										担当者 連絡先	所属 氏名 電話	左記の勤務先へは、月割額 円を 月分（翌月10日納入期限分）から徴収し、 納入するよう連絡済みです。	納付書の要否 （新規の場合のみ記載）	必要 ・ 不要
	フリガナ															
	名称 （氏名）															
	法人番号（個人番号）															

◎給与の支払いを受けなくなった後の月割額（未徴収税額）を一括徴収する場合は、下記の欄に記載してください。

一括徴収の理由	徴収 予定
1. 異動が令和▲年12月31日までで、申出があったため	徴収予定月日 徴収予定額（上記（ウ）と同額）
2. 異動が令和 年1月1日以後で特別徴収の継続の希望がないため	〇 年 1 月 15 日 22,000 円
一括徴収した税額は	1 月分で納入します。 （翌月10日納入期限分）

※異動事由が「6.その他」で普通徴収とする場合は下記の欄に記載が必要です。□に✓を入れてください。

該 当 事 由	
☐ 普A	総従業員数が2名以下
☐ 普B	他事業所で特別徴収（乙欄該当）
☐ 普C	前年の給与が少額で非課税（給与収入が93万円以下）
☐ 普D	給与の支払が不定期等で毎月の給与から天引きできない
☐ 普E	事業専従者（個人事業主のみ対象）

記入上の注意事項

- ・「未徴収税額」の欄及び「異動後の未徴収税額の徴収方法」の欄は必ずご記入ください。
- ・異動の事由に「6.その他」を選択した場合は、該当事由もあわせてご記入ください。記入がない場合、普通徴収にできない可能性があります。

※町記入欄	入力	普徴	円
	住民	納付書	納付書・口座
※町処理欄	1.現年度 2.新年度 3.両年度		

受付
印

退職日が一月一日から四月三十日までの間の方については、**L**本人からの申出がない場合であっても、必ず残税額をまとめて徴収してください。

※町記入欄	入力	普徴	口座
	住 民	納付	納付書・口座
※町処理欄	1.現年度	2.新年度	3.両年度

記載例③（転勤の場合）

新しい勤務先に月割額、徴収開始月を連絡し、新しい勤務先の名称・所在地・電話番号等を記入してください。

受付
印

給与支払報告 にかける給与所得者異動届出書 特別徴収

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。町への異動届の到着が月末付近となった場合は、翌月に通知できないことがあります。

多度津町長 殿 令和 ○ 年 1 月 10 日 提出		給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)	所 在 地 (住所)	香川県仲多度郡多度津町栄町三丁目3番95号												特別徴収義務者 指 定 番 号	00000123											
			名 氏 称 (氏名)	株式会社 たどつ												担 当 者 連 絡 先	所 属	総務課										
																	氏 名	多度津 太郎										
																	電 話	0877-33-1118										
法人番号(個人番号)		4 1 2 3 0 0 0 0 5 6 7 8 9												←個人番号の記載にあたっては左端を空欄とし右詰めで記載														
給 与 所 得 者	フリガナ	タドツ ハナコ												(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済税額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異 年 月 日 動 期 限	異 動 の 事 由	異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法									
	氏 名	多度津 花子																										
	生年月日	S60 年 1 月 1 日																										
	個人番号	1 2 3 4 5 4 3 2 1 0 9 8																										
1月1日 時点住所	多度津町栄町一丁目1番91号												53,000 円	31,000 円	22,000 円	12 月 31 日	1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 長欠 5. 死亡 6. その他 (※下記記入)	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)										
異動後の住所																												
転 勤 等 に よ る 新 勤 務 先	特別徴収義務者 指 定 番 号	00034567 新規												法人番号(個人番号)	3 9 8 7 0 0 0 1 2 3 4 5 6												左記の勤務先へは、月割額 4,400 円を	
	所 在 地 (住所)	〒 763-0034 丸亀市大手町〇〇番▲号												担 当 者 連 絡 先	所 属	人事課		1 月分(翌月10日納入期限分)から徴収し、 納入するよう連絡済みです。										
	フリガナ	マルガメ													氏 名	丸亀 市郎												
	名 氏 称 (氏名)	株式会社 丸亀													電 話	0877-24-〇〇〇〇												
納付書の要否 (新規の場合のみ記載)														必 要 ・ 不 要														

◎給与の支払いを受けなくなった後の月割額（未徴収税額）を一括徴収する場合は、下記の欄に記載してください。

※異動事由が「6.その他」で普通徴収とする場合は下記の欄に記載が必要です。□に✓を入れてください。

一括徴収の理由	徴収予定
1. 異動が令和 年 12 月 31 日までで、申出があったため	徴収予定月日 徴収予定額(上記(ウ)と同額)
2. 異動が令和 年 1 月 1 日以後で特別徴収の継続の希望がないため	年 月 日 円
一括徴収した税額は 月分で納入します。 (翌月10日納入期限分)	

該 当 事 由
☐ 普A 総従業員数が2名以下
☐ 普B 他事業所で特別徴収(乙欄該当)
☐ 普C 前年の給与が少額で非課税(給与収入が93万円以下)
☐ 普D 給与の支払が不定期等で毎月の給与から天引きできない
☐ 普E 事業専従者(個人事業主のみ対象)

記入上の注意事項

・「未徴収税額」の欄及び「異動後の未徴収税額の徴収方法」の欄は必ずご記入ください。

・異動の事由に「6.その他」を選択した場合は、該当事由もあわせてご記入ください。記入がない場合、普通徴収にできない可能性があります。

※町記入欄	入力	普徴	円
	納付	納付書・口座	
住 民 コ ー ド			
※町処理欄	1.現年度 2.新年度 3.両年度		

退職日が一月一日から四月三十日までの間の方については、必ず残税額をまとめて徴収してください。

記 載 例

普 通 徴 収 か ら 特 別 徴 収 へ の 切 替 申 請 書

多 度 津 町 長 殿 令和〇年12月10日 提出	給 与 支 払 者 (特 別 徴 収 義 務 者)	所 在 地 (住 所)	香川県仲多度郡多度津町栄町三丁目3番95号	担 当 者 連 絡 先	所 属	総務課	特別徴収義務者指定番号
		フリガナ	タドツ		氏 名	多度津 太郎	00000123
		名 称 (氏 名)	株式会社 たどつ		電 話	0877-33-1118	新規の場合は ○をつけてください→
		法人番号(個人番号)	4 1 2 3 0 0 0 0 5 6 7 8 9				新規

給 与 所 得 者 (納 税 義 務 者)	フリガナ	タドツ ミナト
	氏 名	多度津 みなと
	生 年 月 日	H4 年 2 月 2 日
	住 所 (1月1日時点)	多度津町栄町一丁目1番91号
	受 給 者 番 号	100000123
	届 出 理 由	☒ 入社した または 正社員になったため ☐ 本人より希望があったため ☐ その他 ()
異 動 年 月 日	〇 年 12 月 1 日	
普 通 徴 収 納 税 通 知 書 番 号		0000987654

特 別 徴 収 の 開 始 月	左記の納税義務者について、 〇 年度の普通徴収の 納期が到来していない未納分、 25,000 円を 1 月分(翌月10日納期限分)より特別徴収します。 ※普通徴収の納期限が過ぎているもの、過年度のものは切替できません。 ※二重納付を防ぐため、本人が既に納付済みの税額を確認してください。
	月 税 割 額 額 通 の 知 連 前 絡 の ☒ 必要 12 月 25 日までに電話連絡してください。 ☐ 不要 ※特別徴収の税額通知書は、切替申請書が町に到着した月の翌月上旬頃に送付します。 (町への到着が月末付近になった場合は翌月に送付できないことがあります) 通知前に月割額の連絡が必要な場合は、上記の必要の□にチェックを入れて、連絡期日も ご記入ください。

◎記載にあたっての注意事項

※普通徴収の納期が過ぎたもの、過年度のものは、特別徴収への切替はできません。

※普通徴収の年度と特別徴収の開始月は必ずご記入ください。

※通知書の送付は切替申請書を受領した翌月の月上旬頃です。
送付前の税額確認が必要な場合は必要欄にチェックをしてください。

※町への切替申請書の到着が月末付近となった場合は、翌月に通知できないことがありますので、ご提出の際はご注意ください。

納 付 書 の 要 否
(新規の場合のみ記載)

必 要 ・ 不 要

※町記入欄	入力	連絡	月分から 円 月以降 円
※町処理欄	1. 現 年 度 2. 新 年 度 3. 両 年 度		

特別徴収にかかる個人住民税の納入書等について（お知らせ）

自治省告示第88号(昭和60年4月5日)等により特別徴収にかかる個人住民税の納入書等の様式が全国的に統一されました。

この納入書は、電算機で事務処理を行いますので、下図の記入例に従い必要事項を明確に記入してください。

- 数字は、はっきりと読みやすく書いてください。
- 納入書は、納入月のものを使用してください。
- もし、書き損じて予備用紙を使用するときは「何月分」であるかを明記してください。

（表 面） 〔例〕

- 「給与分（一括徴収分を含む）」
給与から徴収した税額分および退職者の未徴収税額を一括徴収した税額分
- 「退職所得分」
退職所得に対する税額分

香川県 多度津町 個人住民税 領収証書④			
市区町村コード	口座番号	加入者名	
374041	01690-4-960175番	多度津町会計管理者	
〇年△月分	指 定 番 号	納入金額(1)	
	1234567	120,380 円	
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	給与分 (一括徴収分を含む)	100000	
	退職所得分	5000	
	金 延滞金		
納期限 〇年△月×日	額 督促手数料		
	合計額	105000	
(特別徴収義務者)		領 収 日 付 印	
住 所 千 又 是 所 在 地 多度津町栄町 香川太郎(株)			

香川県 多度津町 個人住民税 納入書④			
市区町村コード	口座番号	加入者名	
374041	01690-4-960175番	多度津町会計管理者	
〇年△月分	指 定 番 号	納入金額(1)	
	1234567	120,380 円	
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	給与分 (一括徴収分を含む)	100000	
	退職所得分	5000	
	金 延滞金		
納期限 〇年△月×日	額 督促手数料		
	合計額	105000	
(特別徴収義務者)		領 収 日 付 印	
住 所 千 又 是 所 在 地 多度津町栄町 香川太郎(株)			

香川県 多度津町 個人住民税 納入済通知書④			
市区町村コード	口座番号	加入者名	
374041	01690-4-960175番	多度津町会計管理者	
〇年△月分	指 定 番 号	納入金額(1)	
	1234567	120,380 円	
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	給与分 (一括徴収分を含む)	100000	
	退職所得分	5000	
	金 延滞金		
納期限 〇年△月×日	額 督促手数料		
	合計額	105000	
(特別徴収義務者)		領 収 日 付 印	
住 所 千 又 是 所 在 地 多度津町栄町 香川太郎(株)			

※納入金額(1)の欄は、当初電算で税額を打出しています。

異動等で税額が変更した場合及び退職所得分等を納入する場合は、必ず納入金額(1)の欄を横線で抹消し

(訂正印不要)、正しい税額を納入金額(2)の欄に記入して納付してください。

なお、納入金額(1)の欄の税額が正しい場合は、納入金額(2)の欄への記入は必要ありません。

●納入の際に、三連とも同じ税額であることを確認してください。

●退職所得の個人住民税額の計算式は以下のとおりです。

《退職所得の個人住民税額＝退職所得の金額×税率（市町村6%、県4%）》

・特別徴収すべき税額（市町村、県）に百円未満の端数がある場合は、それぞれ百円未満を切捨てる。

※退職所得の金額＝（収入金額－退職所得控除）×0.5（千円未満の端数切捨て）

※勤務年数が5年以下の場合、退職所得の計算方法は上記と異なります。

詳しくは、国税庁のHPをご参照ください。

〈マイナンバーの取扱いについて〉

平成28年1月1日以降の退職所得に係る町民税・県民税納入申告書に特別徴収義務者の法人番号または個人番号の記載が必要となりました。法人か個人事業主かによって記載方法が異なりますのでご注意ください。

特別徴収義務者が法人の場合

納入申告書「法人番号又は個人番号」欄に法人番号(13桁)を記載し、これまでどおり金融機関にご提出ください。

特別徴収義務者が個人事業主の場合

金融機関は個人番号と取り扱うことができないため、金融機関には、表面の納入者のみ記載して提出してください。そのうえで、別途、予備の納入申告書に「法人番号又は個人番号」欄に「個人番号」を記載して郵送により下記の提出先に直接ご提出ください。

提出先: 〒764-8501

香川県仲多度郡多度津町栄町三丁目3番95号
多度津町税務課 町民税係

(裏面) [例]

香川県 多度津町 町民税 県民税 納入申告書									
多度津町長 殿								(受付印)	
○年 △月 ×日提出									
○年 △月 人員								1人	
退職手当等支払金額								150000	
特別徴収額								3000	
町民税								2000	
県民税								2000	
住所(居所)又は所在地								多度津町栄町	
氏名								香川太郎(株)	
法人番号又は個人番号								1122334455667	
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり、分離課税に係る所得割の納入について申告します。									
※個人事業主の方は、提出前に税務課までお問い合わせください。									

※「退職所得分」がある場合に記入して下さい。

「年月分」: 退職手当等から町県民税を特別徴収した年と月

「人員」: 退職手当等を支給した人数

「退職手当等支払金額」: 支給した退職手当等の総支払金額

「特別徴収税額」: 退職手当等をもとに町民税と県民税を算出してください。

おねがい

未徴収税額の 一括徴収について

納税者が1月1日以降に退職等により給与の支払を受けなくなったときで、5月31日までに未徴収税額を超える給与または退職手当等が支払われる場合は本人の申出の有無にかかわらず一括徴収していただくようお願いします。

一括徴収していただいた税額は、納入書の給与分欄に記入し、他の給与所得者の特別徴収税額とともに翌月の10日までに納入してください。

なお、「特別徴収にかかる給与所得者異動届出書」には、一括徴収月、その他必要事項を記入のうえ提出してください。

給与支払報告書の 提出について

本町では、電算処理をしております関係上、下記事項について、よろしくお願いします。

- ① 提出期限（1月31日）を厳守してください。
- ② 給与支払報告書総括表は、本町指定様式を12月上旬頃送付しますので、それを必ず添付のうえ送付してください。
- ③ 給与支払報告書の氏名のフリガナと生年月日にて本人確認をしておりますので、記入漏れ・誤記等の無いようにお願いします。

特別徴収にかかる給与所得者異動届出書

おてもとの税額通知書のなかに、退職・休職・転職等の理由によって給与の支払を受けなくなったかたがある場合には、異動のあった月の翌月10日までに町役場へご提出ください。

1. この異動届出書にもとづいて、貴事業所の税額を訂正し、退職されたかたの未徴収分については、直接本人あてに納税通知書を発送して納めていただいております。
2. この届出が遅れますと、事務処理が遅れるばかりでなく、徴収台帳面で貴事業所の滞納額として残り、督促状が送られたり、滞納処分を受けたりして、大変ご迷惑がかかります。

また、退職されたかたも、未徴収額について一度に多くの額を納めていただくことになりますから、理由が発生した都度提出してください。

なお、一括徴収の場合は当該欄にその旨ご記入ください。

3. 退職後の住所や新しい勤務先がわかりましたら、なるべく詳しくご記入ください。
4. 用紙不足の場合は、ご請求ください。

多度津町役場ホームページ内の下記アドレスより特別徴収のつづりをダウンロードすることもできます。

住民税特別徴収に関する異動届出書：<https://www.town.tadotsu.kagawa.jp/2/3009.html>

特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書

年 月 日										※町使用欄			
(宛先) 多度津町長	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地 (住所)	〒 ※ 届出時点での所在地・名称を記入してください								特別徴収義務者 指 定 番 号		※市町村ごとに異なります
		名 称 (氏名)									担当者 連絡先	所属	
		代表者の 職 氏 名										氏名	
		法人番号 (個人番号)	●			●			●				

◆ 誤読を避けるため、必ずフリガナを記入してください。代表者のみの変更の場合、提出不要です。

変更年月日										年 月 日												
項 目	変 更 前 (旧) ※ 変更項目のみ記入してください。										変 更 後 (新) ※ 変更項目のみ記入してください。											
所 在 地 (送付先)	〒										〒											
フリガナ																						
名 称 (氏名)																						
電話番号	(内線)										(内線)											
変更理由 (該当番号に○)	1. 事務所等移転 2. 書類送付先変更 3. 名称(社名)変更 4. 法人成り 5. 個人事業化 6. 給与事務の統合【下欄も記入してください。】 7. 合併による変更【下欄も記入してください。】 8. 分割による変更【下欄も記入してください。】 9. その他 ()																					
備 考																						
統合・合併・分割後の 指定番号 (該当番号に○)	1. 指定番号を新規に取得する。【右欄も記入してください。】 ※ 別途、給与所得者異動届出書を必ず提出してください。 2. 統合・合併・分割先の指定番号を使用する。【右欄も記入してください。】 ※ 別途、給与所得者異動届出書を必ず提出してください。 指定番号 3. 旧特別徴収義務者の指定番号を継続使用する。 指定番号										統合・合併・分割先の 事業所	所在地	〒									
												フリガナ										
												名 称										
												電話番号	(内線)									
												法人番号	●			●			●			●
											特別徴収義務者 指 定 番 号											

【提出先】 〒764-8501 香川県仲多度郡多度津町栄町三丁目3番95号 多度津町役場税務課 町民税係

※ この用紙は、複写してご使用ください。また、多度津町ホームページからもダウンロードできます。

受付
印

給与支払報告 特別徴収にかかる給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。町への異動届の到着が月末付近となった場合は、翌月に通知できないことがあります。

多度津町長 殿 令和 年 月 日 提出	給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)	所 在 地 (住 所)					特 別 徴 収 義 務 者 指 定 番 号				
		名 氏 称 (氏 名)					担 当 者 連 絡 先	所 属			
								氏 名			
								電 話			
法人番号(個人番号)						←個人番号の記載にあたっては 左端を空欄とし右詰めで記載					
給 与 所 得 者	フリガナ			(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済税額	(ウ) 未徴収税額 (ア)－(イ)	異 動 日 年 月 日	異 動 の 事 由	異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法		
	氏 名										
	生年月日	年 月 日									
	個人番号					年 月分から 年 月分まで	年 月分から 年 月分まで	年 月 日	1. 退 職 4. 長 欠 2. 転 勤 5. 死 亡 3. 休 職 6. その他 (※下記記入)	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)	
1月1日 時点住所											
異動後の 住所			円		円		円				
転 勤 等 に よ る 新 勤 務 先	特別徴収義務者 指 定 番 号	新規		法人番号(個人番号)				左記の勤務先へは、月割額 円を			
	所 在 地 (住 所)	〒				担 当 者 連 絡 先	所 属	月分(翌月10日納入期限分)から徴収し、 納入するよう連絡済みです。			
	フリガナ						氏 名				
	名 称 (氏 名)						電 話	納 付 書 の 要 否 (新規の場合のみ記載)			必 要 ・ 不 要

◎給与の支払いを受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、下記の欄に記載してください。

一 括 徴 収 の 理 由	徴 収 予 定	
1. 異動が令和 年12月31日までで、申出があったため	徴収予定月日	徴収予定額(上記(ウ)と同額)
2. 異動が令和 年1月1日以後で特別徴収の継続の希望がないため	年 月 日	円
一括徴収した税額は 月分で納入します。 (翌月10日納入期限分)		

※異動事由が「6.その他」で普通徴収とする場合は下記の欄に記載が必要です。□に✓を入れてください。

該 当 事 由	
☐ 普A	総従業員数が2名以下
☐ 普B	他事業所で特別徴収(乙欄該当)
☐ 普C	前年の給与が少額で非課税 (給与収入が93万円以下)
☐ 普D	給与の支払が不定期等で毎月の給与から天引きできない
☐ 普E	事業専従者(個人事業主のみ対象)

記 入 上 の 注 意 事 項

・「未徴収税額」の欄及び「異動後の未徴収税額の徴収方法」の欄は必ずご記入ください。

・異動の事由に「6.その他」を選択した場合は、該当事由もあわせてご記入ください。記入がない場合、普通徴収にできない可能性があります。

※町記入欄	入力		普徴	円
			納付	納付書・口座
	住 民 コ ー ド			
※町処理欄	1.現年度 2.新年度 3.両年度			

退職日が一月一日から四月三十日までの間の方については、本人からの申出がない場合であっても、必ず残税額をまとめて徴収してください。

普通徴収から特別徴収への切替申請書

多度津町長 殿 令和 年 月 日 提出	給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)	所在地 (住所)		担当者連絡先	所 属		特別徴収義務者指定番号
		フリガナ			氏 名		
		名 称 (氏 名)			電 話		新規の場合は ○をつけてください→
		法人番号(個人番号)					

給 与 所 得 者 （ 納 税 義 務 者 ）	フリガナ	
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日
	住 所 (1月1日時点)	
	受 給 者 番 号	
	届 出 理 由	☐ 入社した または 正社員になったため ☐ 本人より希望があったため ☐ その他（ ）
異 動 年 月 日	年 月 日	
	普 通 徴 収 納税通知書番号	

特別徴収の開始月	左記の納税義務者について、 年度の普通徴収の 納期が到来していない未納分、 円を 月分(翌月10日納期限分)より特別徴収します。
	※普通徴収の納期限が過ぎているもの、過年度のものは切替できません。 ※二重納付を防ぐため、本人が既に納付済みの税額を確認してください。

納付書の要否 (新規の場合のみ記載)	必要・不要
-----------------------	-------

◎記載にあたっての注意事項

※普通徴収の納期が過ぎたもの、過年度のものは、特別徴収への切替はできません。

※普通徴収の年度と特別徴収の開始月は必ずご記入ください。

※通知書の送付は切替申請書を受領した翌月の上旬頃です。
送付前の税額確認が必要な場合は必要欄にチェックをしてください。

※町への切替申請書の到着が月末付近となった場合は、翌月に通知できないことがありますので、ご提出の際はご注意ください。

※町記入欄	入力		連絡		月分から 月以降	円 円
※町処理欄	1. 現 年 度 2. 新 年 度 3. 両 年 度					